

広域行政組合の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

「浜田地区広域行政組合において浜田市の条例を準用する条例」第1条第2号（情報公開に関する事項）及び同条第3号（個人情報保護に関する事項）の規定に基づき、令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の各制度の運用状況を次のとおり公表します。

1 情報公開制度の運用状況

(1) 開示請求 なし

(2) 審査請求 なし

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 開示請求

請求件数	決定区分			取下げ
	全部開示	部分開示	不開示	
4	4	—	—	—

(2) 訂正請求、利用停止請求 なし

問合せ 浜田地区広域行政組合総務課総務係
(電話 0855-53-5082)